

○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条第二項及び第四十六条の三第三項の規定に基づき、平成十四年総務省告示第五百四十四号（高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 八年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線（傍線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののよう^{（一）}に改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

各 出 発					各 出 発				
第1 申請書の様式 [様式略]					第1 [同左] [様式同左]				
注1 申請する型式の設備が一般搬送式デジタル伝送装置、特別搬送式デジタル伝送装置、広帯域電力線搬送通信設備、誘導式読み書き通信設備、超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウエルダー、電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械、無電極放電ランプ、一般用非接触電力伝送装置、電気自動車用非接触電力伝送装置、搬送ロボット用非接触電力伝送装置、一般用放射等設備、一般用非放射等設備、業務用放射等設備又は業務用非放射等設備の場合は、「搬送式インターホン」の文字に代えて「一般搬送式デジタル伝送装置」、「特別搬送式デジタル伝送装置」、「広帯域電力線搬送通信設備」、「誘導式読み書き通信設備」、「超音波洗浄機」、「超音波加工機」、「超音波ウエルダー」、「電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械」、「無電極放電ランプ」、「一般用非接触電力伝送装置」、「電気自動車用非接触電力伝送装置」、「搬送ロボット用非接触電力伝送装置」、「一般用放射等設備」、「一般用非放射等設備」、「業務用放射等設備」又は「業務用非放射等設備」のうち該当するものを記載すること。					注1 申請する型式の設備が一般搬送式デジタル伝送装置、特別搬送式デジタル伝送装置、広帯域電力線搬送通信設備、誘導式読み書き通信設備、超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウエルダー、電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械、無電極放電ランプ、一般用非接触電力伝送装置、電気自動車用非接触電力伝送装置又は搬送ロボット用非接触電力伝送装置の場合は、「搬送式インターホン」の文字に代えて「一般搬送式デジタル伝送装置」、「特別搬送式デジタル伝送装置」、「広帯域電力線搬送通信設備」、「誘導式読み書き通信設備」、「超音波洗浄機」、「超音波加工機」、「超音波ウエルダー」、「電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械」、「無電極放電ランプ」、「一般用非接触電力伝送装置」、「電気自動車用非接触電力伝送装置」又は「搬送ロボット用非接触電力伝送装置」のうち該当するものを記載すること。				
[注2 略]					[注2 同左]				
第2 添付書類の様式 [1～3 略]					第2 [同左] [1～3 同左]				
4 超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウエルダーの場合 (1) 1枚目					4 [同左] (1) 1枚目				
長	試験成績書 (その1)		整理番号						
			指定番号						
	1 型 式 名			2 製 造 業 者 名					
	3 利用周波数	(1) 設 計 値		(2) 測 定 値					
	4 周波数変動幅	(1) 設 計 値		(2) 測 定 値					
	5 高周波出力	(1) 定 格 値		(2) 測 定 値					
	6 交流電源端子における妨害波電圧	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件			
(1) 150kHz以上 500kHz未満		準尖頭値							
		平均値							
設 計 書		整理番号							
		指定番号							
1 型 式 名			2 製 造 業 者 名						
3 発 振 の 方 式			4 利 用 周 波 数						
5 周 波 数 変 動 幅			6 高 周 波 出 力						
7 電源端子における妨害波電圧	周波数帯	(1) 150kHz以上 500kHz未満	(2) 500kHz以上5MHz以下	(3) 5MHzを超え 30MHz以下					
	準尖頭値								
	平均値								
	周波数帯	(1) 10kHz以上50kHz以下	(2) 50kHzを超え150kHz以下	(3) 150kHzを超え 490kHz未満					
	準尖頭値								
	周波数帯	(4) 490kHz以上 1,705kHz以下	(5) 1,705kHzを超え 2,194kHz未満	(6) 2,194kHz以上 3.95MHz未満					

短 辺		(2) 500kHz 以上 30MHz 以下	準尖頭値 平均値				
	7 有線通信端子にお ける妨害波電圧	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件	
		(1) 150kHz 以上 500kHz 未満	準尖頭値 平均値				
			(2) 500kHz 以上 30MHz 以下	準尖頭値 平均値			
		8 有線通信端子にお ける妨害波電流		周波数帯	測定値		測定周波数
	(1) 150kHz 以上 500kHz 未満		準尖頭値 平均値				
			(2) 500kHz 以上 30MHz 以下	準尖頭値 平均値			
	短 辺 (日本産業規格 A 列 4 番)						
	長 辺		準尖頭値				
		周波数帯	(7) 3.95MHz 以上 20MHz 未満	(8) 20MHz 以上 30MHz 以 下	(9) 30MHz を超え 47MHz 未満		
準尖頭値							
周波数帯		(10) 47MHz 以上 68MHz 以下	(11) 68MHz を超え 80.872MHz 以下	(12) 80.872MHz を超え 81.848MHz 未満			
準尖頭値							
周波数帯		(13) 81.848MHz 以上 87MHz 未満	(14) 87MHz 以上 134.786MHz 未満	(15) 134.786MHz を超 え 136.414MHz 未満			
準尖頭値							
周波数帯		(16) 136.414MHz 以上 156MHz 以下	(17) 156MHz を超え 174MHz 未満	(18) 174MHz 以上 188.7MHz 以下			
準尖頭値							
周波数帯		(19) 188.7MHz を超え 190.979MHz 未満	(20) 190.979MHz 以上 230MHz 以下	(21) 230MHz を超え 400MHz 以下			
準尖頭値							
周波数帯	(22) 400MHz を超え 470MHz 未満	(23) 470MHz 以上 1,000MHz 以下					
準尖頭値							
9 振動子の種類及び 型名							
10 添 付 図 面 等		(1) 外観を示す図及び写真 (3) 接続図		(2) 構造を示す図及び写真 (4) 取扱説明書			
11 参 考 事 項							
短 辺 (日本産業規格 A 列 4 番)							
(2) 2 枚目							
試験成績書 (その 2)							
9 30MHz 以上 1 GHz 以 下における不要発射 による電界強度 (野外試験場又は電	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件		
	(1) 30MHz 以上 230MHz 以下	準尖頭値					
(2) 2 枚目							
試験成績表 (その 1)							
14 利 用 周 波 数	(1) 設 計 値	(2) 測 定 値	19 測 定 条 件 等				

長 辺	波半無響室で測定することを選択したもの)	(2) 230MHzを超え1GHz以下	準尖頭値			
	10 30MHz以上1GHz以下における不要発射による電界強度 (電波全無響室で測定することを選択したもの)	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
		(1) 30MHz以上230MHz以下	準尖頭値			
		(2) 230MHzを超え1GHz以下	準尖頭値			
		周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	11 1GHz以上6GHz以下における不要発射による電界強度	(1) 1GHz以上3GHz以下	尖頭値			
			平均値			
		(2) 3GHzを超え6GHz以下	尖頭値			
			平均値			

短 辺 (日本産業規格A列4番)

長 辺	15 周波数変動幅	(1) 設計値	(2) 測定値	
	16 高周波出力	(1) 設計値	(2) 測定値	
	17 電源端子における妨害波電圧	周波数等	測定値	
			準尖頭値	平均値
		(1) 150kHz以上500kHz未満	()	()
		(2) 500kHz以上5MHz以下	()	()
	18 利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度	(3) 5MHzを超え30MHz以下	()	()
		周波数帯	準尖頭値の測定値	
		(1) 10kHz以上50kHz以下	()	
		(2) 50kHzを超え150kHz以下	()	
(3) 150kHzを超え490kHz未満		()		
(4) 490kHz以上1,705kHz以下		()		
(5) 1,705kHzを超え2,194kHz未満		()		
(6) 2,194kHz以上3.95MHz未満		()		
(7) 3.95MHz以上20MHz未満		()		
(8) 20MHz以上30MHz以下		()		
(9) 30MHzを超え47MHz未満	()			

短 辺 (日本産業規格A列4番)

(3) 3枚目

試験成績表 (その2)

[削る]

長

辺

	周波数帯	準尖頭値の測定値	19 測定条件等
18 利用周波数による 発射及び不要発射に よる磁界強度又は電 界強度	10 47MHz以上68MHz 以下	()	
	11 68MHzを超え 80.872MHz以下	()	
	12 80.872MHzを超え 81.848MHz未満	()	
	13 81.848MHz以上 87MHz未満	()	
	14 87MHz以上 134.786MHz未満	()	
	15 134.786MHzを超え 136.414MHz未満	()	
	16 136.414MHz以上 156MHz以下	()	
	17 156MHzを超え 174MHz未満	()	
	18 174MHz 以上 188.7MHz以下	()	
	19 188.7MHzを超え 190.979MHz未満	()	
	20 190.979MHz以上 230MHz以下	()	
	21 230MHzを超え 400MHz以下	()	
	22 400MHzを超え 470MHz未満	()	
	23 470MHz以上 1,000MHz以下	()	

短 辺 (日本産業規格A列4番)

注1 施行規則第46条第1項の規定により型式についての指定を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

〔(1) 略〕

(2) 1の欄は、高周波利用設備の型式名を記載すること。

〔削る〕

(3) 3の欄は、利用周波数が切替可能なものは「(何) kHz及び(何) kHzに切換え」の

注1 〔同左〕

(1) 〔同左〕

(2) 1の欄は、高周波発生装置が組み込まれているきよう体の型式名を記載すること。

(3) 3の欄の記載は、次によること。

ア 「自励発振」、「自励発振(周波数自動追尾方式)」のように記載すること。

イ 高周波発生装置が2以上あるものは、それぞれの装置ごとに記載すること(4の欄から8の欄までの記載において同じ。)

(4) 4の欄は、利用周波数が切替可能なものは「(何) kHz及び(何) kHzに切換え」の

ように記載し、連続して変更可能なものは「(何) kHzから(何) kHzまで連続可変」のように記載すること。また、(2)の欄は、電源を投入し装置を起動させてから、5分経過後の利用周波数の設計値に対応した周波数の測定値を記載すること。この場合において、高周波出力端子に製造者が指定する値の抵抗器又は標準振動子を負荷として接続し測定すること（4の欄及び5の欄の測定条件について同じ。）。

(4) 4の欄は、3の欄のそれぞれの利用周波数の変動幅を「(何) kHzから(何) kHzまで」のように記載すること。この場合において、利用周波数が連続して変更可能なものは、その範囲内の最低周波数と最高周波数を利用周波数とし、それぞれの変動幅を記載すること。また、(2)の欄は、電源を投入してから5分経過後までの間における周波数の変動幅を記載すること。

(5) 5の欄の記載は、次によること。

[ア・イ 略]

ウ (2)の欄は、最大の定格値に対応する高周波出力の測定値を記載すること。

(6) 6の(1)及び(2)の欄の準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大6つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。測定値はデシベル（1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。測定条件欄には、それらの値を測定した際の供給電源周波数（複数の供給電源周波数（50Hzと60Hzの両方で測定した場合））及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合）を記載すること。

(7) 6の(1)及び(2)の欄の平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。測定値はデシベル（1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。測定条件欄には、その値を測定した供給電源周波数（複数の供給電源周波数（50Hzと60Hzの両方で測定した場合））及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合）を記載すること。

(8) 7の(1)及び(2)の欄の準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大6つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。測定値はデシベル（1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。測定条件欄には、それらの値を測定した際の供給電源周波数（複数の供給電源周波数（50Hzと60Hzの両方で測定した場合））及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合）を記載すること。有線通信端子を有しない設備の場合は記載しないこと。

(9) 7の(1)及び(2)の欄の平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。測定値はデシベル（1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。測定条件欄には、その値を測定した供給電源周波数（複数の供給電源周波数（50Hzと60Hzの両方で測定した場合））及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合）を記載すること。有線通信端子を有しない設備の場合は記載しないこと。

ように記載し、連続して変更可能なものは「(何) kHzから(何) kHzまで連続可変」のように記載すること。

(5) 5の欄は、4の欄のそれぞれの利用周波数の変動幅を「(何) kHzから(何) kHzまで」のように記載すること。この場合において、利用周波数が連続して変更可能なものは、その範囲内の最低周波数と最高周波数を利用周波数とし、それぞれの変動幅を記載すること。

(6) 6の欄の記載は、次によること。

[ア・イ 同左]

[新設]

[新設]

(7) 7の(1)から(3)までの欄は、最大の値の設計値をデシベル（1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。

(8) 8の(1)から(3)までの欄は、高周波発生装置から10メートルの距離における最大の値の設計値をデシベル（(1)から(8)までの欄は毎メートル1マイクロアンペアを0デシベル、(9)から(3)までの欄は毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。

(9) 9の欄は、振動子の種類を「電歪型」、「磁歪型」のように記載すること。また、振動子の型名（振動子の種類及び電気的特性が同じものであって、形状により型名が異なるものは、代表的な振動子の型名）を記載すること。

10 8の(1)及び(2)の欄の準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大6つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。測定値はデシベル（1マイクロアンペアを0デシベルとする。）で記載すること。測定条件欄には、それらの値を測定した際の供給電源周波数（複数の供給電源周波数（50Hzと60Hzの両方で測定した場合））及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合）を記載すること。有線通信端子を有しない設備の場合は記載しないこと。

11 8の(1)及び(2)の欄の平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。測定値はデシベル（1マイクロアンペアを0デシベルとする。）で記載すること。測定条件欄には、その値を測定した供給電源周波数（複数の供給電源周波数（50Hzと60Hzの両方で測定した場合））及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合）を記載すること。有線通信端子を有しない設備の場合は記載しないこと。

12 9の(1)及び(2)の欄の準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大6つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。測定値はデシベル（毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載し、設備から3メートルの距離において測定した場合は実際の測定値から10デシベル減じた値を記載すること。測定条件欄には、それらの値を測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数（複数の供給電源周波数（50Hzと60Hzの両方で測定した場合））及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合）を記載すること。30MHz以上1GHz以下の不要発射を電波全無響室で測定することを選択した場合は記載しないこと。

13 10の(1)及び(2)の欄の準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大6つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。測定値はデシベル（毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。測定条件欄には、それらの値を測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数（複数の供給電源周波数（50Hzと60Hzの両方で測定した場合））及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合）を記載すること。30MHz以上1GHz以下の不要発射を野外試験場又は電波半無響室で測定することを選択した場合は記載しないこと。

14 11の(1)及び(2)の欄は、それぞれの周波数帯において、測定された尖頭値を大きいものから最大6つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。測定値はデシベル（毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載し、設備から3メートル以外の距離において測定した値は実際の測定値を3メートル距離での測定値に換算した値を記載すること。測定条件欄には、それらの値を測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数（複数の供給電源周波数

10 添付図面等の記載は、次によること。

ア 図面は、できる限りこの様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

イ 外観を示す図は、申請に係る装置の正面、側面及び平面の各部の名称及び寸法（単位はミリメートルとする。）が記載されていること。

ウ 構造を示す図は、各部の名称が記載されていること。

エ 外観及び構造を示す写真は、申請に係る装置の正面、側面及び平面を写したものであること。

オ 接続図は、部品の名称又は記号及び回路定数が記載されていること。

11 11の欄は、発振の安定化、漏えい電波の抑圧及び安全対策について、設計上特に考慮を払った事項その他参考となる事項を記載すること。

12 12の欄及び13の欄は、試験に供した装置について記載すること。

13 14の(2)の欄は、電源を投入し装置を起動させてから、5分経過後の利用周波数の設計値に対応した周波数の測定値を記載すること。この場合において、高周波出力端子に製造者が指定する値の抵抗器又は標準振動子を負荷として接続し測定すること（15の欄から18の欄までの測定条件について同じ。）。

14 15の(2)の欄は、電源を投入してから5分経過後までの間における14の(1)の欄の利用周波数の設計値に対応した周波数の変動幅を「（何）kHzから（何）kHzまで」のように記載すること。

(50Hzと60Hzの両方で測定した場合)) 及び動作モード(複数の動作モードで測定した場合)を記載すること。最高内部周波数が108MHz未満の設備の場合は記載しないこと。

(15) 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

(16) 外観の写真は、申請に係る装置の正面、側面及び平面を写したものであること。

(17) 接続図は、部品の回路定数が記載されていること。

[削る]

[削る]

2 [略]

[(1)・(2) 略]

(3) 1から11までの欄は注1に準じて記載すること。

[削る]

[5～9 略]

10 高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合の形式で利用し住居用使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設で使用する可能性のある設備(非接触電力伝送装置を除く。)の場合

(15) 16の(2)の欄は、最大の定格値に対応する高周波出力の測定値を記載すること。

(16) 17の(1)から(3)までの欄の記載は、次によること。

ア 測定した最大の値をデシベル(1マイクロボルトを0デシベルとする。)で記載すること。また、当該各欄の括弧内には、それぞれの周波数帯において妨害波電圧が最大となる妨害波の周波数を記載すること。

イ 高周波発生装置が2以上あり、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置を同時に動作させた状態で測定した値を併せて記載すること。

(17) 18の欄の(1)から(2)までの欄の記載は、次によること。

ア 高周波発生装置から10メートルの距離で測定した最大の値をデシベル((1)から(8)までの欄は毎メートル1マイクロアンペアを0デシベル、(9)から(2)までの欄は毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。)で記載すること。また、当該各欄の括弧内には、それぞれの周波数帯において電界強度又は磁界強度が最大となる利用周波数による発射及び不要発射の周波数を記載すること。ただし、周囲雑音レベルが高いため、特定の周波数において10メートルの距離で測定することができない場合は、当該周波数においては、より短い距離(3メートルを下回らない距離に限る。)で測定した最大の値を記載すること。

イ 高周波発生装置が2以上あり、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置を同時に動作させた状態で測定した値を併せて記載すること。

(18) 19の欄は、測定場所、測定機関名、測定年月日、気象条件(気温、湿度)、使用測定器名、測定方法等測定上の条件とした事項を記載すること。また、(17)アのただし書の条件で測定した場合には、その旨、測定距離等を記載すること。

(19) 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

2 [同左]

[(1)・(2) 同左]

(3) 設計書は、1及び2の欄並びに設計変更に係る事項の欄について、注1に準じて記載すること。また、10の欄に掲げる添付図面等のうち、添付するものを○で囲むこと。

(4) 試験成績表は、注1に準じて記載すること。

[5～9 同左]

[新設]

長
辺

辺

短 边

(2) 2枚目

8 有線通

長 辺	11 30MHz以上1GHz以下における利用周波数による発射及び不要発射の電界強度 (電波全無響室で測定することを選択したもの)	80.872MHz以下	平均値			
		(2) 80.872MHzを超え	準尖頭値			
		81.848MHz未満	平均値			
		(3) 81.848MHz以上	準尖頭値			
		134.786MHz以下	平均値			
		(4) 134.786MHzを超え	準尖頭値			
		136.414MHz未満	平均値			
		(5) 136.414MHz以上230MHz以下	準尖頭値			
			平均値			
		(6) 230MHzを超え1GHz以下	準尖頭値			
			平均値			
	12 1GHz以上18GHz以下における利用周波数による発射及び不要発射の電界強度 (尖頭値)	周波数帯	測定値	測定周波数	測定条件	
	13 1GHz以上18GHz以下における利用周波数による発射及び不要発射の電界強度 (対数平均値)	(1) 1GHz以上18GHz以下	尖頭値			
			対数平均値			
	14 1GHz以上18GHz以下における利用周波数による発射及び不要発射の電界強度 (振幅確率分布特性値)	周波数帯	測定値	測定周波数	測定条件	
		(1) 1GHz以上18GHz以下	振幅確率分布特性値			

短 辺 (日本産業規格A列4番)

注1 施行規則第46条第1項の規定により型式についての指定を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

- (1) 整理番号の欄及び指定番号の欄は、記載しないこと。
- (2) 1の欄は、高周波利用設備の型式名を記載すること。

- (3) 3の欄は、利用周波数が切替可能なものは「(何) kHz及び(何) kHzに切替え」のように記載し、連続して変更可能なものは「(何) kHzから(何) kHzまで連続可変」のように記載すること。
- (4) 4の欄は、3の欄のそれぞれの利用周波数の変動幅を「(何) kHzから(何) kHzまで」のように記載すること。この場合において、利用周波数が連続して変更可能なものは、その範囲内の最低周波数と最高周波数を利用周波数とし、それぞれの変動幅を記載すること。
- (5) 5の欄の記載は、次によること。
- ア 高周波出力の定格値及び測定値？を記載すること。ただし、高周波出力が2以上の段階に切替可能なものはそれぞれの定格値及び測定値？を記載し、高周波出力が連続して変更可能なものは高周波出力の定格値及び測定値？の最大値と最小値を記載すること。
- イ 高周波発生装置が2以上あり、かつ、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置の高周波出力の最大定格値の合計を記載すること。
- (6) 6の(1)から(3)までの欄の準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大6つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。測定値はデシベル（1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。測定条件欄には、それらの値を測定した際の供給電源周波数（複数の供給電源周波数（50Hzと60Hzの両方で測定した場合））及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合）を記載すること。
- (7) 6の(1)から(3)までの欄の平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。測定値はデシベル（1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。測定条件欄には、その値を測定した供給電源周波数（複数の供給電源周波数（50Hzと60Hzの両方で測定した場合））及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合）を記載すること。
- (8) 7の(1)及び(2)の欄の準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大6つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。測定値はデシベル（1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。測定条件欄には、それらの値を測定した際の供給電源周波数（複数の供給電源周波数（50Hzと60Hzの両方で測定した場合））及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合）を記載すること。有線通信端子を有しない設備の場合は記載しないこと。
- (9) 7の(1)及び(2)の欄の平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。測定値はデシベル（1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。測定条件欄には、その値を測定した供給電源周波数（複数の供給電源周波数（50Hzと60Hzの両方で測定した場合））及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合）を記載すること。有線通信端子

を有しない設備の場合は記載しないこと。

- (10) 8の(1)及び(2)の欄の準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大6つまで選び、それらの値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。測定値はデシベル（1マイクロアンペアを0デシベルとする。）で記載すること。測定条件欄には、それらの値を測定した際の供給電源周波数（複数の供給電源周波数（50Hzと60Hzの両方で測定した場合））及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合）を記載すること。有線通信端子を有しない設備の場合は記載しないこと。
- (11) 8の(1)及び(2)の欄の平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。測定値はデシベル（1マイクロアンペアを0デシベルとする。）で記載すること。測定条件欄には、その値を測定した供給電源周波数（複数の供給電源周波数（50Hzと60Hzの両方で測定した場合））及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合）を記載すること。有線通信端子を有しない設備の場合は記載しないこと。
- (12) 9の(1)の欄は、測定された準尖頭値を大きいものから最大6つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。測定値はデシベル（毎メートル1マイクロアンペアを0デシベルとする。）で記載し、設備から3メートルの距離において測定した値は実際の測定値から10デシベル減じた値を記載すること。測定条件欄には、それらの値を測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数（複数の供給電源周波数（50Hzと60Hzの両方で測定した場合））、動作モード（複数の動作モードで測定した場合）を記載すること。小型設備でない場合は記載しないこと。
- (13) 10の(1)から(6)までの欄は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大6つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。測定値はデシベル（毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載し、設備から3メートルの距離において測定した値は実際の測定値から10デシベル減じた値を記載すること。測定条件欄には、それらの値を測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数（複数の供給電源周波数（50Hzと60Hzの両方で測定した場合））、動作モード（複数の動作モードで測定した場合）を記載すること。30MHz以上1GHz以下の不要発射を電波全無響室で測定することを選択した場合は記載しないこと。
- (14) 10の(1)から(6)までの欄は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。測定値はデシベル（毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。測定条件欄には、それらの値を測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数（複数の供給電源周波数（50Hzと60Hzの両方で測定した場合））、動作モード（複数の動作モードで測定した場合）を記載すること。ただし、不要発射を電波全無響室で測定するこ

とを選択した場合、又はマグネトロンで駆動しない設備である場合は記載しないこと。

(15) 11の(1)から(6)までの欄は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大6つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。測定値はデシベル（毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。測定条件欄には、それらの値を測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数（複数の供給電源周波数（50Hzと60Hzの両方で測定した場合））、動作モード（複数の動作モードで測定した場合）を記載すること。30MHz以上1GHz以下の不要発射を野外試験場又は電波半無響室で測定することを選択した場合は記載しないこと。

(16) 11の(1)から(6)までの欄は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。測定値はデシベル（毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。測定条件欄には、それらの値を測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数（複数の供給電源周波数（50Hzと60Hzの両方で測定した場合））、動作モード（複数の動作モードで測定した場合）を記載すること。ただし、不要発射を野外試験場又は電波半無響室で測定することを選択した場合、若しくはマグネトロンで駆動しない設備である場合は記載しないこと。

(17) 12の(1)の欄は、測定された尖頭値を大きいものから最大6つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。測定値はデシベル（毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載し、設備から3メートル以外の距離において測定した値は実際の測定値を3メートル距離での測定値に換算した値を記載すること。測定条件欄には、それらの値を測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数（複数の供給電源周波数（50Hzと60Hzの両方で測定した場合））、動作モード（複数の動作モードで測定した場合）を記載すること。最高内部周波数が400MHz未満の設備の場合は記載しないこと。

(18) 13の(1)の欄は、測定された対数平均値を及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。測定値はデシベル（毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載し、設備から3メートル以外の距離において測定した場合は実際の測定値を3メートル距離での測定値に換算した値を記載すること。測定条件欄には、それらの値を測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数（複数の供給電源周波数（50Hzと60Hzの両方で測定した場合））、動作モード（複数の動作モードで測定した場合）を記載すること。最高内部周波数が400MHz未満の設備の場合、又は対数平均値測定を行っていない場合は記載しないこと。

(19) 14の(1)の欄は、測定された振幅確率分布特性値を及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。測定値はデシベル（毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載し、設備から3メートル以外の距離において測定した値は実際の測定値を3

メートル距離での測定値に換算した値を記載すること。測定条件欄には、それらの値を測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数（複数の供給電源周波数（50Hzと60Hzの両方で測定した場合））、動作モード（複数の動作モードで測定した場合）を記載すること。最高内部周波数が400MHz未満の設備の場合、又は振幅確率分布測定を行わない場合は記載しないこと。

(20) 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

(21) 外観の写真は、申請に係る装置の正面、側面及び平面を写したものであること。

(22) 接続図は、部品の回路定数が記載されていること。

2 施行規則第46条の3第1項の規定により設計変更の承認を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

(1) 整理番号の欄は、記載しないこと。

(2) 指定番号の欄は、当該型式について現に指定を受けている番号を記載すること。

(3) 1から14までの欄は注1に準じて記載すること。

11 高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合の形式以外の形式で利用し住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設で使用する可能性のある設備の場合

(1) 1枚目

試験成績書 (その1)		整 理 番 号				
		指 定 番 号				
1	型 式 名	2		製 造 業 者 名		
3	利用周波数	(1) 設 計 値		(2) 測 定 値		
4	周波数変動幅	(1) 設 計 値		(2) 測 定 値		
5	高周波出力	(1) 定 格 値		(2) 測 定 値		
6	交流電源端子における妨害波電圧	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
		(1) 150kHz以上	準尖頭値			
		500kHz未満	平均値			
		(2) 500kHz以上	準尖頭値			

[新設]

長 辺		5 MHz以下	平均値			
		(3) 5 MHz を超え30MHz以下	準尖頭値			
	7 有線通信端子における妨害波電圧	周波数帯	測定値	測定周波数	測定条件	
		(1) 150kHz 以上500kHz未満	準尖頭値			
			平均値			
		(2) 500kHz 以上30MHz以下	準尖頭値			
			平均値			
	短 辺 (日本産業規格 A 列 4 番)					
	(2) 2 枚目					
	試験成績書 (その 2)					
短 辺	8 有線通信端子における妨害波電流	周波数帯	測定値	測定周波数	測定条件	
		(1) 150kHz 以上500kHz未満	準尖頭値			
			平均値			
		(2) 500kHz 以上30MHz以下	準尖頭値			
			平均値			
	9 30MHz 以上 1 GHz 以下における利用周波数による発射及び不要発射の電界強度 (野外試験場又は電波半無響室で測定することを選択したもの)	周波数帯	測定値	測定周波数	測定条件	
		(1) 30MHz 以上230MHz 以下	準尖頭値			
		(2) 230MHz を超え 1 GHz 以下	準尖頭値			
	10 30MHz 以上 1 GHz 以下における利用周波数による発射及び不要発射の電界強度 (電波全無響室で測定することを選択したもの)	周波数帯	測定値	測定周波数	測定条件	
		(1) 30MHz 以上230MHz 以下	準尖頭値			
		(2) 230MHz を超え 1 GHz 以下	準尖頭値			

	周波数帯	測定値	測定周波数	測定条件
11 1 GHz 以上 6 GHz 以下における利用周波数による発射及び不要発射の電界強度	(1) 1 GHz 以上 3 GHz 以下	尖頭値		
		平均値		
	(2) 3 GHz を超え 6 GHz 以下	尖頭値		
		平均値		

短 辺 (日本産業規格 A 列 4 番)

注 1 施行規則第46条第1項の規定により型式についての指定を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

- (1) 整理番号の欄及び指定番号の欄は、記載しないこと。
- (2) 1 の欄は、高周波利用設備の型式名を記載すること。
- (3) 3 の欄は、利用周波数が切換可能なものは「(何) kHz 及び (何) kHz に切換え」のように記載し、連続して変更可能なものは「(何) kHz から (何) kHz まで連続可変」のように記載すること。
- (4) 4 の欄は、3 の欄のそれぞれの利用周波数の変動幅を「(何) kHz から (何) kHz まで」のように記載すること。この場合において、利用周波数が連続して変更可能なものは、その範囲内の最低周波数と最高周波数を利用周波数とし、それぞれの変動幅を記載すること。
- (5) 5 の欄の記載は、次によること。
 - ア 高周波出力の定格値を記載すること。ただし、高周波出力が 2 以上の段階に切換可能なものはそれぞれの定格値を記載し、高周波出力が連続して変更可能なものは高周波出力の定格値の最大値と最小値を記載すること。
 - イ 高周波発生装置が 2 以上あり、かつ、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置の高周波出力の最大定格値の合計を記載すること。
- (6) 6 の(1)から(3)までの準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大 6 つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。測定値はデシベル（1 マイクロボルトを 0 デシベルとする。）で記載すること。測定条件欄には、それらの値を測定した際の供給電源周波数（複数の供給電源周波数（50Hz と 60Hz の両方で測定した場合））、動作モード（複数の動作モードで測定した場合）を記載すること。
- (7) 6 の(1)から(3)までの平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。測定値はデシベル（1 マイクロボルトを 0 デシベルとする。）で記載すること。測定条件欄には、その値を測定した供給電源周波数（複数の供給電源周波数（50Hz と 60Hz の両方で測定した場合））、動作モード（複数の動作モードで測定した場合）を記載すること。
- (8) 7 の(1)及び(2)の準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を

大きいものから最大6つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。測定値はデシベル（1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。測定条件欄には、それらの値を測定した際の供給電源周波数（複数の供給電源周波数（50Hzと60Hzの両方で測定した場合））、動作モード（複数の動作モードで測定した場合）を記載すること。有線通信端子を有しない設備の場合は記載しないこと。

(9) 7の(1)及び(2)の平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。測定値はデシベル（1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。測定条件欄には、その値を測定した供給電源周波数（複数の供給電源周波数（50Hzと60Hzの両方で測定した場合））、動作モード（複数の動作モードで測定した場合）を記載すること。有線通信端子を有しない設備の場合は記載しないこと。

(10) 8の(1)及び(2)の準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大6つまで選び、それらの値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。測定値はデシベル（1マイクロアンペアを0デシベルとする。）で記載すること。測定条件欄には、それらの値を測定した際の供給電源周波数（複数の供給電源周波数（50Hzと60Hzの両方で測定した場合））、動作モード（複数の動作モードで測定した場合）を記載すること。有線通信端子を有しない設備の場合は記載しないこと。

(11) 8の(1)及び(2)の平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。測定値はデシベル（1マイクロアンペアを0デシベルとする。）で記載すること。測定条件欄には、その値を測定した供給電源周波数（複数の供給電源周波数（50Hzと60Hzの両方で測定した場合））、動作モード（複数の動作モードで測定した場合）を記載すること。有線通信端子を有しない設備の場合は記載しないこと。

(12) 9の(1)及び(2)の準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大6つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。測定値はデシベル（毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載し、設備から3メートルの距離において測定した値は実際の測定値から10デシベル減じた値を記載すること。測定条件欄には、それらの値を測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数（複数の供給電源周波数（50Hzと60Hzの両方で測定した場合））、動作モード（複数の動作モードで測定した場合）を記載すること。30MHz以上1GHz以下の不要発射を電波全無響室で測定することを選択した場合は記載しないこと。

(13) 10の(1)及び(2)は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大6つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。測定値はデシベル（毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。測定条件欄には、それらの値を測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方

向、供給電源周波数（複数の供給電源周波数（50Hzと60Hzの両方で測定した場合））、動作モード（複数の動作モードで測定した場合）を記載すること。30MHz以上1GHz以下の不要発射を野外試験場又は電波半無響室で測定することを選択した場合は記載しないこと。

14 11の(1)及び(2)の尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された尖頭値を大きいものから最大6つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。測定値はデシベル（毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載し、設備から3メートル以外の距離において測定した値は実際の測定値を3メートル距離での測定値に換算した値を記載すること。測定条件欄には、それらの値を測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数（複数の供給電源周波数（50Hzと60Hzの両方で測定した場合））、動作モード（複数の動作モードで測定した場合）を記載すること。最高内部周波数が108MHz未満の設備の場合は記載しないこと。

15 11の(1)及び(2)の平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。測定値はデシベル（毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。測定条件欄には、その値を測定した供給電源周波数（複数の供給電源周波数（50Hzと60Hzの両方で測定した場合））、動作モード（複数の動作モードで測定した場合）を記載すること。最高内部周波数が108MHz未満の設備の場合は記載しないこと。

16 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

17 外観の写真は、申請に係る装置の正面、側面及び平面を写したものであること。

18 接続図は、部品の回路定数が記載されていること。

2 施行規則第46条の3第1項の規定により設計変更の承認を受けようとする場合は、次のとおりとする。

(1) 整理番号の欄は、記載しないこと。

(2) 指定番号の欄は、当該型式について現に指定を受けている番号を記載すること。

(3) 1から11までの欄は注1に準じて記載すること。

12 高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合の形式で利用し住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設以外の施設でのみ使用する設備（非接触電力伝送装置を除く。）の場合

(1) 1枚目

試験成績書 (その1)	整理番号	
	指定番号	

[新設]

長 辺	1 型 式 名			2 製 造 業 者 名			
	3 利用周波数	(1) 設 計 値		(2) 測 定 値			
	4 周波数変動幅	(1) 設 計 値		(2) 測 定 値			
	5 高周波出力	(1) 定 格 値		(2) 測 定 値			
	6 交流電源端子における妨害波電圧	(1) ☐ 定格電力が75kVAを超える又はIT電力系統にのみ接続して設置する設備					
		周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件	
		(2) 150kHz以上 500kHz未満	準尖頭値				
			平均値				
		(3) 500kHz以上 5 MHz 未 満 又 は 5 MHz以下	準尖頭値				
			平均値				
		(4) 5 MHz 以上 又 は 5 MHz を 超 え 30MHz 以 下	準尖頭値				
			平均値				
7 有線通信端子における妨害波電圧	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件		
	(1) 150kHz以上 500kHz未満	準尖頭値					
		平均値					
	(2) 500kHz以上 30MHz以下	準尖頭値					
		平均値					

短 辺 (日本産業規格A列4番)

(2) 2 枚目

試験成績書 (その2)					
8 有線通信端子における妨害波電流	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	(1) 150kHz以上	準尖頭値			

長 <
--

試験成績書
(その4)

長 辺	11 30MHz以上1GHz以下における利用周波数による発射及び不要発射の電界強度 (電波全無響室で測定することを選択したもの)	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
		(1) 30MHz以上 47MHz未満	準尖頭値			
		(2) 47MHz以上 54.56MHz未満	準尖頭値			
		(3) 54.56MHz以上 68MHz以下	準尖頭値			
		(4) 68MHzを超え 80.872MHz以下	準尖頭値			
		(5) 80.872MHzを超え 81.848MHz未満	準尖頭値			
		(6) 81.848MHz以上 87MHz未満	準尖頭値			
		(7) 87MHz以上 134.786MHz以下	準尖頭値			
		(8) 134.786MHzを超え 136.414MHz未満	準尖頭値			
		(9) 136.414MHz以上 156MHz以下	準尖頭値			
		(10) 156MHzを超え 174MHz未満	準尖頭値			
		(11) 174MHz以上 188.7MHz以下	準尖頭値			
		(12) 188.7MHzを超え 190.979MHz未満	準尖頭値			

長		13) 190.979MHz 以上230MHz以下	準尖頭値			
		14) 230MHzを超え400MHz以下	準尖頭値			
		15) 400MHzを超え470MHz未満	準尖頭値			
		16) 470MHz以上1GHz以下	準尖頭値			
	短 辺 (日本産業規格A列4番)					
	(5) 5枚目					
	試験成績書 (その5)					
	12 1GHz以上18GHz以下における利用周波数による発射及び不要発射の電界強度 (尖頭値)	周波数帯	測定値	測定周波数	測定条件	
		1) 1GHz以上4.8GHz以下	尖頭値			
		2) 4.8GHzを超え5GHz未満	尖頭値			
		3) 5GHz以上5.725GHz以下	尖頭値			
		4) 5.725GHzを超え5.875GHz未満	尖頭値			
		5) 5.875GHz以上7.2GHz以下	尖頭値			
		6) 7.2GHzを超え7.5GHz未満	尖頭値			
		7) 7.5GHz以上9.6GHz以下	尖頭値			
		8) 9.6GHzを超え10GHz未満	尖頭値			
		9) 10GHz以上11.45GHz以下	尖頭値			

短 辺	(10) 11.45GHzを 超え11.75GHz 未満	尖頭値			
	(11) 11.75GHz以 上12GHz以下	尖頭値			
	(12) 12GHzを超 え12.5GHz未 満	尖頭値			
	(13) 12.5Hz以上 14.4GHz以下	尖頭値			
	(14) 14.4GHzを 超え15GHz未 満	尖頭値			
	(15) 15GHz以上 16.8GHz以下	尖頭値			
	(16) 16.8GHzを 超え 17.625GHz未 満	尖頭値			
	(17) 17.625GHz を超え18GHz 以下	尖頭値			

短 辺 (日本産業規格A列4番)

(6) 6枚目

長 辺	試験成績書 (その6)				
	13 1GHz以上18GHz以 下における利用周波 数による発射及び不 要発射の電界強度 (対数平均値)	周波数帯	測定値	測定周波数	測定条件
	(1) 1GHz以上 18GHz以下	対数平均値			
	14 1GHz以上18GHz以 下における利用周波 数による発射及び不 要発射の電界強度 (振幅確率分布特性 値)	周波数帯	測定値	測定周波数	測定条件
	(1) 1GHz以上 18GHz以下	振幅確率 分布測定値			

短 辺 (日本産業規格A列4番)

注1 施行規則第46条第1項の規定により型式についての指定を受けようとする場合の記載

は、次のとおりとする。

- (1) 整理番号の欄及び指定番号の欄は、記載しないこと。
- (2) 1の欄は、高周波利用設備の型式名を記載すること。
- (3) 3の欄は、利用周波数が切換可能なものは「(何) kHz及び(何) kHzに切換え」のように記載し、連続して変更可能なものは「(何) kHzから(何) kHzまで連続可変」のように記載すること。
- (4) 4の欄は、3の欄のそれぞれの利用周波数の変動幅を「(何) kHzから(何) kHzまで」のように記載すること。この場合において、利用周波数が連続して変更可能なものは、その範囲内の最低周波数と最高周波数を利用周波数とし、それぞれの変動幅を記載すること。
- (5) 5の欄の記載は、次によること。
 - ア 高周波出力の定格値を記載すること。ただし、高周波出力が2以上の段階に切換可能なものはそれぞれの定格値を記載し、高周波出力が連続して変更可能なものは高周波出力の定格値の最大値と最小値を記載すること。
 - イ 高周波発生装置が2以上あり、かつ、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置の高周波出力の最大定格値の合計を記載すること。
- (6) 6の(1)の欄は、設備の定格電力が75kVAを超える、又はIT電力系統（全ての充電部を大地から絶縁する、又は一点をインピーダンスを介して大地へ接続し、かつ、電気設備の露出導電性部分を単独若しくは一括して接地する、又は系統の接地へ接続する電力系統。以下同じ。）に接続して設置しそれ以外の電力系統に接続しない設備に該当する場合は□印にレ点をつけること。
- (7) 6の(2)から(4)までの準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大6つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。測定値はデシベル（1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。測定条件欄には、それらの値を測定した際の供給電源周波数（複数の供給電源周波数（50Hzと60Hzの両方で測定した場合））、動作モード（複数の動作モードで測定した場合）を記載すること。
- (8) 6の(2)から(4)までの平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。測定値はデシベル（1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。測定条件欄には、その値を測定した供給電源周波数（複数の供給電源周波数（50Hzと60Hzの両方で測定した場合））、動作モード（複数の動作モードで測定した場合）を記載すること。
- (9) 7の(1)及び(2)の準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大6つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。測定値はデシベル（1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。測定条件欄には、それらの値を測定した際の供給電源周波数（複数の供給電源周波数（50Hzと60Hzの両方で測定した場合））、動作モード（複数の動作モードで測

定した場合)を記載すること。有線通信端子を有しない設備の場合は記載しないこと。

(10) 7の(1)及び(2)の平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。測定値はデシベル(1マイクロボルトを0デシベルとする。)で記載すること。測定条件欄には、その値を測定した供給電源周波数(複数の供給電源周波数(50Hzと60Hzの両方で測定した場合))、動作モード(複数の動作モードで測定した場合)を記載すること。有線通信端子を有しない設備の場合は記載しないこと。

(11) 8の(1)及び(2)の準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大6つまで選び、それらの値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。測定値はデシベル(1マイクロアンペアを0デシベルとする。)で記載すること。測定条件欄には、それらの値を測定した際の供給電源周波数(複数の供給電源周波数(50Hzと60Hzの両方で測定した場合))、動作モード(複数の動作モードで測定した場合)を記載すること。有線通信端子を有しない設備の場合は記載しないこと。

(12) 8の(1)及び(2)の平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。測定値はデシベル(1マイクロアンペアを0デシベルとする。)で記載すること。測定条件欄には、その値を測定した供給電源周波数(複数の供給電源周波数(50Hzと60Hzの両方で測定した場合))、動作モード(複数の動作モードで測定した場合)を記載すること。有線通信端子を有しない設備の場合は記載しないこと。

(13) 9の(1)から(7)までは、測定された準尖頭値を大きいものから最大6つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。測定値はデシベル(毎メートル1マイクロアンペアを0デシベルとする。)で記載すること。測定条件欄には、それらの値を測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数(複数の供給電源周波数(50Hzと60Hzの両方で測定した場合))、動作モード(複数の動作モードで測定した場合)を記載すること。

(14) 10の(1)から(15)までは、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大6つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。測定値はデシベル(毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。)で記載し、設備から30メートルの距離において測定した値は実際の測定値から10デシベル加えた値を記載すること。測定条件欄には、それらの値を測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数(複数の供給電源周波数(50Hzと60Hzの両方で測定した場合))、動作モード(複数の動作モードで測定した場合)を記載すること。30MHz以上1GHz以下の不要発射を電波全無響室で測定することを選択した場合は記載しないこと。

(15) 11の(1)から(16)までは、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大6つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載するこ

と。測定値はデシベル（毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。測定条件欄には、それらの値を測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数（複数の供給電源周波数（50Hzと60Hzの両方で測定した場合））、動作モード（複数の動作モードで測定した場合）を記載すること。ただし、不要発射を野外試験場又は電波半無響室で測定することを選択した場合は記載しないこと。

(16) 12の(1)から(17)は、測定された尖頭値を大きいものから最大6つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。測定値はデシベル（毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載し、設備から3メートル以外の距離において測定した値は実際の測定値を3メートル距離での測定値に換算した値を記載すること。測定条件欄には、それらの値を測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数（複数の供給電源周波数（50Hzと60Hzの両方で測定した場合））、動作モード（複数の動作モードで測定した場合）を記載すること。最高内部周波数が400MHz未満の設備の場合は記載しないこと。

(17) 13の(1)は、測定された対数平均値を及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。測定値はデシベル（毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載し、設備から3メートル以外の距離において測定した値は実際の測定値を3メートル距離での測定値に換算した値を記載すること。測定条件欄には、それらの値を測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数（複数の供給電源周波数（50Hzと60Hzの両方で測定した場合））、動作モード（複数の動作モードで測定した場合）を記載すること。最高内部周波数が400MHz未満の設備の場合、又は対数平均値測定を行っていない場合は記載しないこと。

(18) 14の(1)は、測定された振幅確率分布特性値を及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。測定値はデシベル（毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載し、設備から3メートル以外の距離において測定した値は実際の測定値を3メートル距離での測定値に換算した値を記載すること。測定条件欄には、それらの値を測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数（複数の供給電源周波数（50Hzと60Hzの両方で測定した場合））、動作モード（複数の動作モードで測定した場合）を記載すること。最高内部周波数が400MHz未満の設備の場合、又は振幅確率分布測定を行わない場合は記載しないこと。

(19) 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

(20) 外観の写真は、申請に係る装置の正面、側面及び平面を写したものであること。

(21) 接続図は、部品の回路定数が記載されていること。

2 施行規則第46条の3第1項の規定により設計変更の承認を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

(1) 整理番号の欄は、記載しないこと。

- (2) 指定番号の欄は、当該型式について現に指定を受けている番号を記載すること。
- (3) 1 から14までの欄は注1 に準じて記載すること。

13 高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合の形式以外の形式で利用し住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設以外の施設でのみ使用する設備の場合

(1) 1 枚且

[新設]

長
辺

試験成績書 (その1)		整 理 番 号			
		指 定 番 号			
1 型 式 名		2 製 造 業 者 名			
3 利用周波数	(1) 設 計 値	(2) 測 定 値			
4 周波数変動幅	(1) 設 計 値	(2) 測 定 値			
5 高周波出力	(1) 定 格 値	(2) 測 定 値			
6 交流電源端子における妨害波電圧	(1) ☐ 定格電力が75kVAを超える又はIT電力系統にのみ接続して設置する設備				
	(2) ☐ 上記以外の設備のうち、定格電力が20kVAを超え、専用の変圧器又は発電機に接続され、低電圧配電網に直接接続しないことが明記された取扱説明書、設置マニュアル等の文書と同梱される設備				
	周波数帯	測定値	測定周波数	測定条件	
	(3) 150kHz 以上	準尖頭値			
	500kHz未滿	平均値			
	(4) 500kHz 以上	準尖頭値			
	5 MHz 未 滿 又	平均値			
	は 5 MHz 以下				
	(5) 5 MHz 以上	準尖頭値			
	又 は 5 MHz を	平均値			
超 え 30MHz 以					
下					
7 有線通信端子にお	周波数帯	測定値	測定周波数	測定条件	

長 辺	ける妨害波電圧	(1) 150kHz以上 500kHz未満	準尖頭値			
			平均値			
		(2) 500kHz以上 30MHz以下	準尖頭値			
			平均値			
	短 辺 (日本産業規格A列4番)					
	(2) 2枚目					
	試験成績書 (その2)					
	8 有線通信端子にお ける妨害波電流	周波数帯	測定値	測定周波数	測定条件	
		(1) 150kHz以上 500kHz未満	準尖頭値			
			平均値			
(2) 500kHz以上 30MHz以下		準尖頭値				
9 30MHz以上1GHz以 下における利用周波 数による発射及び不 要発射の電界強度 (野外試験場又は電 波半無響室で測定す ることを選択したも の)	(1) ☐ 定格電力が20kVAを超え、専用の変圧器又は発電機に接続さ れ、低電圧配電網に直接接続せずに設置される設備					
	周波数帯	測定値	測定周波数	測定条件		
	(2) 30MHz以上 230MHz以下	準尖頭値				
	(3) 230MHzを超 え1GHz以下	準尖頭値				
10 30MHz以上1GHz以 下における利用周波 数による発射及び不 要発射の電界強度 (電波全無響室で測 定することを選択し たもの)	(1) ☐ 定格電力が20kVAを超え、専用の変圧器又は発電機に接続さ れ、低電圧配電網に直接接続せずに設置される設備					
	周波数帯	測定値	測定周波数	測定条件		
	(2) 30MHz以上 230MHz以下	準尖頭値				
	(3) 230MHzを超 え1GHz以下	準尖頭値				
11 1GHz以上6GHz以 下における利用周波 数による発射及び不 要発射の電界強度	周波数帯	測定値	測定周波数	測定条件		
	(1) 1GHz以上 3GHz以下	尖頭値				
		平均値				

	② 3 GHz を超 え 6 GHz 以下	尖頭値			
		平均値			

短 辺 (日本産業規格 A 列 4 番)

注 1 施行規則第46条第1項の規定により型式についての指定を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

- (1) 整理番号の欄及び指定番号の欄は、記載しないこと。
- (2) 1 の欄は、高周波利用設備の型式名を記載すること。
- (3) 3 の欄は、利用周波数が切換可能なものは「(何) kHz 及び (何) kHz に切換え」のように記載し、連続して変更可能なものは「(何) kHz から (何) kHz まで連続可変」のように記載すること。
- (4) 4 の欄は、3 の欄のそれぞれの利用周波数の変動幅を「(何) kHz から (何) kHz まで」のように記載すること。この場合において、利用周波数が連続して変更可能なものは、その範囲内の最低周波数と最高周波数を利用周波数とし、それぞれの変動幅を記載すること。
- (5) 5 の欄の記載は、次によること。
 - ア 高周波出力の定格値を記載すること。ただし、高周波出力が2以上の段階に切換可能なものはそれぞれの定格値を記載し、高周波出力が連続して変更可能なものは高周波出力の定格値の最大値と最小値を記載すること。
 - イ 高周波発生装置が2以上あり、かつ、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置の高周波出力の最大定格値の合計を記載すること。
- (6) 6 の(1)の欄は、設備の定格電力が75kVAを超える、又はIT電力系統に接続して設置しそれ以外の電力系統に接続しない設備に該当する場合は□印にレ点をつけること。
- (7) 6 の(2)の欄は、設備の定格電力が20kVAを超え、かつ、専用の変圧器又は発電機と接続し、直接低電圧配電網に接続せずに設置する設備であり、その旨が明記された設備の取扱説明書、設置マニュアル等の文書が同梱される設備に該当する場合は□印にレ点をつけること。
- (8) 7 の(1)及び(2)の準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大6つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。測定値はデシベル（1 マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。測定条件欄には、それらの値を測定した際の供給電源周波数（複数の供給電源周波数（50Hzと60Hzの両方で測定した場合））、動作モード（複数の動作モードで測定した場合）を記載すること。有線通信端子を有しない設備の場合は記載しないこと。
- (9) 7 の(1)及び(2)の平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。測定値はデシベル（1 マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。測定条件欄には、その値を測定した

供給電源周波数（複数の供給電源周波数（50Hzと60Hzの両方で測定した場合））、動作モード（複数の動作モードで測定した場合）を記載すること。有線通信端子を有しない設備の場合は記載しないこと。

(10) 8の(1)及び(2)の準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大6つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。測定値はデシベル（1マイクロアンペアを0デシベルとする。）で記載すること。測定条件欄には、それらの値を測定した際の供給電源周波数（複数の供給電源周波数（50Hzと60Hzの両方で測定した場合））、動作モード（複数の動作モードで測定した場合）を記載すること。有線通信端子を有しない設備の場合は記載しないこと。

(11) 8の(1)及び(2)の平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。測定値はデシベル（1マイクロアンペアを0デシベルとする。）で記載すること。測定条件欄には、その値を測定した供給電源周波数（複数の供給電源周波数（50Hzと60Hzの両方で測定した場合））、動作モード（複数の動作モードで測定した場合）を記載すること。有線通信端子を有しない設備の場合は記載しないこと。

(12) 9の(1)の欄は、設備の定格電力が20kVAを超え、かつ、専用の変圧器又は発電機と接続し、直接低電圧配電網に接続せずに設置する設備である設備に該当する場合は□印にレ点をつけること。

(13) 9の(2)及び(3)の準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大6つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。測定値はデシベル（毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載し、設備から3メートルの距離において測定した値は実際の測定値から10デシベル減じた値を、設備から30メートルの距離において測定した値は実際の測定値から10デシベル加えた値を記載すること。測定条件欄には、それらの値を測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数（複数の供給電源周波数（50Hzと60Hzの両方で測定した場合））、動作モード（複数の動作モードで測定した場合）を記載すること。30MHz以上1GHz以下の不要発射を電波全無響室で測定することを選択した場合は記載しないこと。

(14) 10の(1)の欄は、設備の定格電力が20kVAを超え、かつ、専用の変圧器又は発電機と接続し、直接低電圧配電網に接続せずに設置する設備である設備に該当する場合は□印にレ点をつけること。

(15) 10の(2)及び(3)は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大6つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。測定値はデシベル（毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。測定条件欄には、それらの値を測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数（複数の供給電源周波数（50Hzと60Hzの両方で測定した場

合))、動作モード(複数の動作モードで測定した場合)を記載すること。30MHz以上1GHz以下の不要発射を野外試験場又は電波半無響室で測定することを選択した場合は記載しないこと。

16) 11の(1)及び(2)の尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された尖頭値を大きいものから最大6つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。測定値はデシベル(毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。)で記載し、設備から3メートル以外の距離において測定した値は実際の測定値を3メートル距離での測定値に換算した値を記載すること。測定条件欄には、それらの値を測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数(複数の供給電源周波数(50Hzと60Hzの両方で測定した場合))、動作モード(複数の動作モードで測定した場合)を記載すること。最高内部周波数が108MHz未満の設備の場合は記載しないこと。

17) 11の(1)及び(2)の平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。測定値はデシベル(毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。)で記載すること。測定条件欄には、その値を測定した供給電源周波数(複数の供給電源周波数(50Hzと60Hzの両方で測定した場合))、動作モード(複数の動作モードで測定した場合)を記載すること。最高内部周波数が108MHz未満の設備の場合は記載しないこと。

18) 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

19) 外観の写真は、申請に係る装置の正面、側面及び平面を写したものであること。

20) 接続図は、部品の回路定数が記載されていること。

2) 施行規則第46条の3第1項の規定により設計変更の承認を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

(1) 整理番号の欄は、記載しないこと。

(2) 指定番号の欄は、当該型式について現に指定を受けている番号を記載すること。

(3) 1から11までの欄は注1に準じて記載すること。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の11項下線を付した標記部分を添へ全体として添え字記号である。